

一般社団法人日本地球化学会  
Geochemical Journal 論文賞細則

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本地球化学会(以下、「本会」とする。)の学会賞受賞規程の Geochemical Journal 論文賞に関する事項を定めることを目的とする。

(副賞)

第 2 条 副賞として賞金を授与する。賞金の金額は 1 件 10 万円とする。

(受賞内容紹介)

第 3 条 受賞者は、受賞から 1 年以内に、受賞の対象となった論文内容を紹介する講演を Goldschmidt 国際会議で行い、授賞式に参加するものとする。

(表彰に関わる費用の原資)

第 4 条 副賞は、本会会計より支出する。

(改廃)

第 5 条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本細則は、令和 3 年 6 月 5 日より施行する。